$$\frac{(S_n \times T_n) + \sum_{n=5}^{13}(U_n \times V_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=14}^{20}(W_n \times X_n)}{+ \sum_{n=8}^{20}(Y_n \times Z_n) + \sum_{n=5}^{13}(AA_n \times AB_n) + \sum_{n=21}^{24}(AC_n \times AD_n) + \sum_{n=21}^{24}(AE_n \times AF_n)}$$

第十二条第五項の表都道府県の項第六号算式の符号K_n中「に限る。）に係る地方債」の下に「（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第11項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）」を加え、「平成23年度まで」を「平成24年度まで」に、「及び平成23年度」を「から平成24年度までの各年度」に改め、同号算式の符号中「$L_{14}=0.063$」を削り、同号算式の符号L_{23}の次に次のように加える。

			$L_{24}=0.004$

第十二条第五項の表都道府県の項第六号算式の符号M_n中「に限る。）に係る地方債」の下に「（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第11項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）」を加え、「平成23年度まで」を「平成24年度まで」に、「及び平成23年度」を「から平成24年度までの各年度」に改め、同号算式の符号中「$N_{21}=0.007$」を「$N_{21}=0.045$」に改め、同号算式の符号N_{23}の次に次のように加える。

			$N_{24}=0.006$

第十二条第五項の表都道府県の項第六号算式の符号O_n中「に係る地方債」の下に「（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第11項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）」を加え、「平成23年度」を「平成24年度」に改め、同号算式の符号中「$P_{14}=0.063$」を削り、同号算式の符号P_{23}の次に次のように加える。

			$P_{24}=0.004$

第十二条第五項の表都道府県の項第六号算式の符号Q_n中「に係る地方債」の下に「（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第11項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）」を加え、「平成23年度」を「平成24年度」に改め、同号算式の符号中「$R_{21}=0.007$」を「$R_{21}=0.045$」に改め、同号算式の符号R_{23}の次に次のように加える。

			$R_{24}=0.006$

第十二条第五項の表都道府県の項第六号算式の符号S_n中「に係る地方債」の下に「（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第11項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）」を加え、「平成23年度」を「平成24年度」に改め、同号算式の符号中「$T_{14}=0.063$」を削り、同号算式の符号T_{23}の次に次のように加える。

			$T_{24}=0.004$

第十二条第五項の表都道府県の項第六号算式の符号中「$X_{18}=0.021$」を「$X_{18}=0.020$」に、「$X_{19}=0.021$」を「$X_{19}=0.020$」に、「$Z_{13}=0.073$」を「$Z_{13}=0.072$」に、「$Z_{15}=0.035$」を「$Z_{15}=0.034$」に、「$AB_9=0.002$」を「$AB_9=0.000$」に改め、同号算式の符号AC_n中「平成23年度まで」を「平成24年度まで」に、「及び平成23年度」を「から平成24年度までの各年度」に改め、同号算式の符号中「$AD_{21}=0.005$」を「$AD_{21}=0.017$」に改め、同号算式の符号AD_{23}の次に次のように加える。

			$AD_{24}=0.002$

第十二条第五項の表都道府県の項第六号算式の符号AE_n中「平成23年度」を「平成24年度」に改め、同号算式の符号中「$AF_{21}=0.008$」を「$AF_{21}=0.029$」に改め、同号算式の符号AF_{23}の次に次のように加える。

			$AF_{24}=0.004$

第十二条第五項の表都道府県の項第七号算式中「$\sum_{n=4}^{13}$」を「$\sum_{n=5}^{13}$」に、「$\sum_{n=21}^{23}$」を「$\sum_{n=21}^{24}$」に、「5,020円」を「4,880円」に改め、同号算式の符号中「$E_{18}=0.021$」を「$E_{18}=0.020$」に改め、同号算式の符号F_n中「（ただし、平成４年度にあつては、追加単独林道整備事業（「平成４年度における臨時地方道整備事業債の取扱いについて」（平成４年10月30日付自治地第200号）において一般単独（一般）事業債の起債対象とされた林道整備事業をいう。以下この表において同じ。）に係る経費に充てるため発行を許可された地方債の額とする。）」を削り、同号算式の符号中「$G_4=0.003$」を削り、「$G_9=0.010$」を「$G_9=0.006$」に、「$I_{13}=0.073$」を「$I_{13}=0.072$」に、「$I_{15}=0.035$」を「$I_{15}=0.034$」に、「$I_{17}=0.035$」を「$I_{17}=0.034$」に、「$K_{21}=0.005$」を「$K_{21}=0.017$」に改め、同号算式の符号L_n中「平成23年度まで」を「平成24年度まで」に、「及び平成23年度」を「から平成24年度までの各年度」に改め、同号算式の符号中「$M_{21}=0.005$」を「$M_{21}=0.017$」に改め、同号算式の符号M_{23}の次に次のように加える。

			$M_{24}=0.002$

第十二条第五項の表都道府県の項第七号算式の符号N_n中「平成23年度」を「平成24年度」に改め、同号算式の符号中「$O_{21}=0.008$」を「$O_{21}=0.029$」に改め、同号算式の符号O_{23}の次に次のように加える。

			$O_{24}=0.004$